

石岡市告示第680号

一般競争入札（事後審査型）（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月22日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 入札に付する事項	
件 名	令和7年度 高規格救急車更新（石岡愛郷橋救急1）
履行場所	石岡市 三村6921番地1 地内
業務概要	「積算資料」のとおり ※入札情報サービス（P P I）より閲覧すること。
契約期間	契約日の翌日から令和8年1月30日まで
履行期間	上記「契約期間」と同じ
予定価格	金58,891,300円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定しない。
入札保証金	一般競争入札公告共通編（物品納入・役務の提供等）【事後審査型】（令和7年石岡市告示第464号）（以下、「共通編」という。）による。（11参照）
契約保証金	共通編による。（11参照）
発注担当課	消防本部 総務課

2 競争入札参加資格	
本入札における競争入札参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
有資格者名簿	令和6・7年度石岡市物品納入・役務の提供等入札参加資格審査申請の有資格者名簿に登録されていること。
所在地要件	設定しない。
競争入札参加資格(1)	共通編による。（1参照）
競争入札参加資格(2)	石岡市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体が発注した救急車の購入契約において、2020年4月1日以降に元請として完了させた実績を有すること。
同時落札制限	なし

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から令和7年8月5日（火）午後5時まで

(2) 閲覧方法	入札情報サービス（P P I）よりダウンロードすること。
----------	------------------------------

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和7年7月28日（月）午後5時まで
(2) 質疑方法	共通編による。（3参照）
(3) 質疑提出先	消防本部 総務課 電子メール shoubou-soumu@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号 0299-22-5895 電話番号 0299-23-0119
(4) 回答期間及び回答方法	令和7年7月29日（火）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページに掲載する。
(5) 同等品確認	入札に参加するものは同等品確認書を担当課へ提出し、納品を予定する物品の仕様について事前に示し、担当課の承諾を得ること。 提出先 上記質疑書の提出先と同じ 提出期限 令和7年7月28日（月）午後3時まで 回答期限 令和7年7月29日（火）

5 入札参加申請 本入札に参加するものは、次の方法により参加申請をしなければならない。	
(1) 申請方法	共通編による。（4参照）
(2) 申請期間	令和7年7月23日（水）午前9時から 令和7年7月30日（水）正午まで 開庁日のみ（土・日・祝日を除く） （平日の開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）
(3) 入札参加申請時の添付書類	入札参加申請前チェックリストにチェックを入れ画像データ(TIFFファイル)に変換したデータを電子調達システムにより提出すること。紙入札方式参加届出書の提出方法は、日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている郵便（一般書留又は簡易書留）による提出、電子メールによる提出、若しくはファクシミリによる提出のいずれかの方法により、併せてチェックを入れた入札参加申請前チェックリストを提出すること。 提出先 郵便番号315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 石岡市役所総務部契約検査課 電子メールkeiyakukensa@city.ishioka.lg.jp ファクシミリ番号0299-24-0324

	電話番号0299-23-1111
--	------------------

6 入札方法等	
(1) 入札方法	共通編による。(5 参照)
(2) 入札書の受付 期間	令和7年7月31日(木)正午から 令和7年8月4日(月)午後5時まで 開庁日のみ(土・日・祝日を除く) (平日の開庁時間:午前8時30分~午後5時15分)
(3) 紙入札の書類 提出先	共通編による。(5 参照)
(4) 入札書の受付 期間終了までに 提出する書類	共通編による。(5 参照)
(5) その他	共通編による。(5 参照)

7 入札(開札)	
(1) 入札(開札) 日時	令和7年8月6日(水)午前10時30分
(2) 入札(開札) 場所	石岡市役所 本庁舎 2階 201会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
(3) 入札(開札) の立会い	共通編による。(6 参照) 申請書の提出期限:令和7年8月5日(火)午後3時まで
(4) 入札結果の 公表	共通編による。(6 参照)

8 落札候補者の決定方法	
共通編による。(7 参照)	

9 落札候補者の事後審査	
(1) 提出期間	共通編による。(8 参照)
(2) 提出書類	ア 一般競争入札参加申請書(※押印は不要です。) イ 一般競争入札参加申請資料 ウ 2 競争入札参加資格 競争入札参加資格(2)が確認で きる書類(契約書の写しなど) エ 4 質疑及び回答 (5)同等品確認 において、石岡市 から回答された同等品確認書
(3) 提出方法	共通編による。(8 参照)
(4) 事後審査方法	提出された上記書類ア・イ・ウ・エにより審査する。

10 落札者の決定方法（事後審査型入札）

共通編による。（9 参照）

11 入札の無効

共通編による。（12参照）

12 特約事項

当該競争入札に付する工事は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）第3条の規定に該当するので，落札者とは仮契約を締結し，市議会の議決を以って <u>本契約</u> となるものである。
--

なお，議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても，本市は，一切その責を負わない。
--

13 その他

- | |
|---|
| (1) 入札に参加するために必要な資格等については，本入札公告に定めるもののほか，共通編によるものとする。 |
| (2) 契約にあたっては，契約書の作成を要する。 |